

重大な犯罪被害に遭われた方・御家族の方へ

報道機関による取材対応等を弁護士に委嘱する場合、
県が費用の一部を支援します。

【広島県二次被害防止・軽減支援金の御案内】

支給対象者	故意の犯罪行為（殺人，傷害等）により， 重大な犯罪被害（死亡又は重傷病）を負った， 犯罪被害者又はその御家族
支給額	23万円 ※県が口座に直接振り込みます。
支給要件	次の全ての要件を満たす支給対象者に支給します。 ○申請時点で県内に在住 ○報道機関による取材対応等を弁護士に委嘱
支給しない 場合	次のいずれかの場合，支給しないことがあります。 ○犯罪被害者等と加害者との間に親族関係がある場合 （支給対象者が未成年の場合は除く） ○犯罪被害者等が犯罪行為を誘発した場合 ○犯罪被害者等が暴力団員等であった場合 ○支援金を支給することが社会通念上適切でない場合
申請期限	犯罪被害を知った時から1年以内
申請方法	申請様式等を県HPでダウンロードの上， 申請窓口へ郵送又は持参 【重大な犯罪被害を負った方の経済的支援について】 URL： https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/higaisha/  【申請窓口】 広島県環境県民局県民活動課　くらし安心推進グループ 〒730-8511 広島市中区基町10-52 TEL 082-513-2744